

フランスにおける教育の地方分権化に関する一考察

—社会学的アプローチをてがかりに—

山口 誓子

1. はじめに —問題の所在と研究課題—

教育の地方分権によって、これまでの「中央集権化された学校教育」を再編しようとする試みは、近年、国内的にも、世界的にも、さまざまな形で進められてきている。州・県・地方公共団体もしくは各学校レベルに責任・権限を委譲し、規制緩和することによって、地域の実情にあった学校「改善」を進め、「多様性」を促進しようと志向するものである。

本研究が対象とするフランスにおいても、1980年代から、一般行政を含め教育分野においても、地方分権化が進められるようになり¹⁾、時期的にも、政策的にも、上記のような動向と共通性をもっているといえる。しかしながら、フランスにおける教育の地方分権化は、歴史的にも長く議論の俎上に載せられてきたこと²⁾、また、後述することになるが、学校教育機関内部における諸条件と関連するだけでなく、教育政策のみではおさまりにきれない分野、たとえば、職業、住宅、健康などの社会的諸条件とも絡み合っており³⁾、教育問題として表出するさまざまな事象を、単純に教育の地方分権化傾向それ自体の「結果」として把握し難いものとなっている。

そこで本研究では、フランスにおける諸々の教育の地方分権化政策の「意義」を評価したり、「課題」を提示したりするというのではなく、まずは、「意義」や「課題」を捉えうる、その判断基準となる視角の検討という作業に取りかかることにしたい。すなわち、教育の地方分権化が、歴史的・政治的・社会的もしくは文化的文脈では、どのように捉えうるのか、ということの検討である。このような観点からの検討によって、これからの「あるべき」方向性とされている、教育の地方分権化の構造をより鮮明に浮かび上がらせることができると考えるからである。

上記の問題意識のもと、教育の地方分権化の構造を明らかにする研究の一環として、教育の地方分権化を取り巻く、政治的・社会的文脈を、歴史的な流れを追いながら、主として、社会学的検討をてがかりに考察する。

本研究の先行研究との位置づけは、次のようである。

日本においては、フランスの教育の地方分権化政策に早くから着目し、総合的かつ精緻な分析を行っている藤井氏の研究⁴⁾がある。藤井氏は、「分権化推進の観点から学校自治の拡大が政策課題」となっている点、「教育課程の観点から」、「各学校における教育課程開発・編成の進展をめざそうとする」点など、「共通する課題を抱えている」ことから、日仏比較の有効性を説いている⁵⁾。日本の現状を鑑みれば、フランスで検討されている諸政策についての、日本での有効性も問われることになろうが、比較の観点からの、筆者自身の理解が大きく欠如していることもあり、本稿の対象は、フランスという条件下での検討に終始する、きわめて限定的な取り扱いである。そして、対象および方法において、本稿では、政策それ自体というよりは、政策に対する社会学的アプローチを中心に扱うこととする。

本研究の方法として、社会学的アプローチに着目するのは、フランスにおいては、教育の社会学的アプローチは興隆をきわめており、それらの研究に依拠した現状認識が、政策に反映されるというフィードバックがなされていることからである⁶⁾。また、教育の社会学的アプローチに関して、世界的にも大きなインパクトを与えたブルデューとパスロンの「再生産論」は、いまなおその理論の有効性を失ってはいないが、過度に「決定論的」であるとの批判があった⁷⁾。そのような批判の上にとった、「再生産論」以降の研究においては、「大状況」を把握することだけでなく、個々の特殊性や複雑性にも目を向けた研究が進められてきている⁸⁾。

このような動向を踏まえながら、研究を進めることになるが、本稿においては、教育の地方分権化を取り巻く、政治的・社会的文脈を明らかにするのが課題であるので、教育の地方分権化そのものを対象にしたものに限らず、その他の周辺の社会政策に関するものも取り上げることとする。また、地方分権化政策が実施に移される以前の研究にも、取り組む。なぜなら、先述したように、教育の地方分権化政策に対する社会学的研究が、政策の方向性を決める現状認識の基盤となり、それが政策に反映され、あらたな制度を構築していくときの判断基準となっているのであるが、その判断基準を相対化するためには、地方分権化政策以前の研究および教育分野以外の周辺の研究が必要となってくるからである。これらの社会学的アプローチを素材として、教育の地方分権化をめぐる、明示されにくい諸問題を可視的なものにするための視角を、政治的・社会的文脈にそくして、解明していこうという試みである。

なお、本稿の構成は以下のとおりである。

第一に、フランスにおける教育の地方分権化をめぐる政治的・社会的文脈をおう。1960年代に、トクヴィルの再考に始まった地方分権化論議は、経済危機などともあいまって、その後も論議が続けられ、1980年代になって、教育分野も含め、総合的に地方分権化政策が実施に移されることになる。ここでは、社会学的アプローチの研究を手がかりに、公共政策全般における地方分権化をめぐる問題性と比較しながら、教育の地方分権化をめぐる問題性について、検討をおこなう。

第二に、上記で提示された、フランスにおける教育の地方分権化をめぐる問題性をより明確化するために、地方分権化の様相を浮かび上がらせる際の具体的指標となる、教育活動に関する社会学的アプローチに着目する。これらの検討を通して、地方分権化の構造を探るための一視角を提示する。

2. 教育の地方分権化をめぐる問題性

現代の地方分権化論議は、1960年代のトクヴィル再考に端を発する。トクヴィルは、19世紀中ごろに、過度の中央集権を批判し、地方分権化論を唱えていた⁹⁾が、その理論は、1960年代に入り、福祉国家の疲弊を打破するための、知識人の理論的基盤として、再考が進められた。とりわけ、クロジェによって¹⁰⁾、国家による中央集権、それに伴う官僚制の弊害が断罪され、福祉国家によってもたらされた、過度の個人主義、人々の非政治化を問題視した。そして、「社会を変えよう」との標語のもと、個人と社会の構成する独立した諸集団のなかに、責任の感覚をもたらそうとするものであった。そのような考え方の到達点とも言える著作『政令 (décret) によっては、社会は変わらない¹¹⁾』の中でクロジェは、「社会をかえよう」とする際の障壁となる3つの制度—教育制度、公的行政制度、エリート採用制度—を挙げ¹²⁾、それを改善するための戦略の重要な柱として、地方分権化の検討を行った¹³⁾。

トクヴィルを再評価し、地方分権化を促進させようとする理論的背景のもと、1968年の騒擾を経て、「地方 (local)」を再価値化する動きは加速し¹⁹⁾、政治的・経済的文脈においても、地方分権化論が展開されていった。70年代に入り、経済的危機にともなう緊縮財政政策のなかで、その後の国家の方向性として、地方分権化と結びつけながら、イデオロギー的には、個人主義、新自由主義、反国家主義などの台頭が見られた²⁰⁾。これらのイデオロギー的せめぎあいのなかで、地方分権化にともなう問題性として浮かび上がってきたのは、公共政策に対する国家の保護の縮小への疑問であった²¹⁾。すなわち、国家が地方に権限委譲することは、地方間格差が拡大する危険性をはらんでおり、危機に対しての責任や社会的構造に関する責任を果たさなくなるのではないか、ということである。

したがって、地方分権化を契機とした、国家の保護の縮小が孕む問題性は、「社会的不平等」をめぐる問題に焦点化される²²⁾。それは、政策以前から、既に存在している「社会的不平等」をさらに拡大させるのではないか、という側面と、従来とは異なる新たな「社会的不平等」を生み出してしまうのではないかという、2側面からの問題性である。

とりわけ、住宅問題について考えてみると、社会保障としての低所得者向けの住宅政策の取りあつかいに関して、国家の保護の縮小をめぐる問題がかかわってくる。ここでは、教育における地方分権化の問題の構造をより明確化するためにも、まずは、その前提となる、「地域」の問題として、教育問題とも深くかかわる住宅政策に触れておきたい。実際に地方分権化の進む1980年代から、社会的分離 (ségrégation sociale) の問題が「社会的不平等」ともかかわる大きな課題として顕在化してくるのであるが、本稿では、地方分権化政策以前におこなわれていた住宅政策が、後の地方分権化実施以降の社会的分離を生み出した素地をつくりあげたとするブルデューの分析²³⁾を概略的であるが取り上げることとする。その分析においては、顕在化する諸問題が、地方分権化によってもたらされたという論理だけでは語りきれない面が存在することが示されているからである。

問題となる住宅政策は、1970年代の経済危機、失業者の増大という問題の中で、その影響を直接的により多く受けることになった最下層の人々を、社会保障として、低所得者向けの集合住宅に住ませる、というものであった²⁴⁾。その際、国家は、住宅の賃貸や売買に関して援助を行いながら、不動産市場を方向づけるためのコントロールを行っていた。その結果、援助の名の下に、空間の社会的配分、とりわけ、低所得者層向けの集合住宅をある一定の空間に分離させることになり、社会的に異なる階層間の社会的分離をもたらすことになった²⁵⁾。その結果として、分離された空間で、地方分権化政策以降、とくに顕在化した問題、つまり、労働市場や学校に関しての「社会的不平等」として²⁶⁾現れてきたというのである。

この過程で、特に注目すべきは、もともと、この住宅政策は、地方分権化をめぐる論議の最中に新自由主義を志向した、高級官僚を中心とする、政策実行者によるところが大きかったという点である²⁷⁾。それは、地方分権化によって、地方間の格差が増大し、「社会的不平等」がさらに拡大してしまう、という地方分権化に内在する問題性とは一線を画すものであり、根底には、表向きは「社会保障」的意味合いをもった、国家の保護の縮小に目指された意図があった。ブルデューは、これを「la démission d'État (国家の責任放棄)」として非難し、国家が社会構造の方向性をも考慮に入れた上で、社会保障の配分を行う「国家としての政策」をやめ、単純に、最低限の生活を、不利な状況にある人々に保障する生活手当や住居を個別に支給する、という「政策」を行うよう転換してしまった、

と指摘し、このことが、その後噴出してくる社会的分離とよばれる、都市問題や教育問題の元凶を作り出したと分析している²³⁾。

このような素地のもと、公共政策一般においても、地方分権化は、一方で、地域の特色に合わせた、地域資源の運用に際して、大きな自律性を与えることができるという点で推進されたものであったが²⁴⁾、潜在的に各地域において存在する経済的・社会的・文化的資源の質的量的差異によって、より豊かな地域と不利な状況にある地域の社会的不平等は、ますます加速され²⁵⁾、都市部における社会的分離状況は、1980年代より、際立ってきている²⁶⁾。

以上の検討を考慮に入れながら、教育の地方分権化における問題の検討に入っていくことにする。教育の地方分権化における問題性は、これまでみてきた、一般的文脈における問題性、一すなわち、地方分権化によって、社会的不平等に関して、それまであった既存の不平等をさらに拡大させるのではないか、という仮説と、新たな不平等の形を生み出すのではないか、という仮説一と、連続性を持つものであるか、それとも、完全に断絶するものであろうか。

フランスにおいては、教育に関する責任を中央から地方へ移行させるという「分権化」傾向に関する用語は、厳密な意味では、地方分散化 (déconcentration) と地方分権化 (décentralisation) に区分される。地方分散化 (déconcentration) は、「従属的なヒエラルヒー構造は維持しつつ、行政的権限を地方へ移行させるということ」、地方分権化 (décentralisation) は、「ある一定の自律性を享有した、独立した決定機関を創造すること」である²⁷⁾。このような区分ができるが、政策上は、双方互いに対立したり、また一致をしたりしながら存在している面がある²⁸⁾、という。ここでは、地方分散化 (déconcentration) と、地方分権化 (décentralisation)、双方を含めて、フランスにおける「地方分権化」志向ととらえ、その観点から、教育政策を読み直しながら、教育の地方分権化における問題性について探ってみることにする。

1975年のアビ改革によって、国家は「すべてのものための平等」というスローガンのもと、制度的には、コレッジにおいて複線構造を廃し、統一コレッジを創設した。国全体として、教育の標準化 (standardisation) が図られることになるが、不平等と戦うためには、差異を廃した、教育の標準化という意味での「平等」という論理だけでは、功を奏しない、という認識が、改革案作成当初から存在していた²⁹⁾。すなわち、逆説的であるが、統一コレッジの実施は、よりよい「公正」を目指し、教育の標準化という意味での「平等」を模索しつつ、運営面においては、各学校教育機関に一定の裁量を認める政策をとっていた³⁰⁾。

また、統一コレッジによって、「すべてのものための平等」をはかろうとしたわけであるが、学校では出口の部分での、進路選択による選抜は強固に存在しており、そこにおける「不平等」のメカニズムは、各家庭におけるよりよい進路選択に向けた戦略や、学校内における最終進路決定の場である、学級委員会による決定によるもの³¹⁾、が大きな影響を持っていた。したがって、国家政策として「すべてのものための平等」に向けて、全国一律の教育の標準化をめざしたとしても、それ自体がすべてひと括りにできるような、結果としての教育の「画一化」を生みだしたのではなかった、ということがいえよう。このように、教育の標準化の象徴とされる統一コレッジの実施の中においてできえも、すでに「分権化」および「多様化」傾向は内在していたのであり、地方分権化以前において、必ずしも「中央集権的」な教育政策が貫徹していたとは言い切れない側面を持っていたと考えられる。

さらに、1982、83年の一連の地方分権化法³²⁾以前に、フランスにおける「積極的差別」政策として1981年からZEP（教育優先地域）政策が実施され³³⁾、不利な状況におかれている子どもへの特別な配慮を進めていくことになった。そこでは、学校と地域におけるさまざまな組織（地方公共団体、アンシエーションなど）との密接な連携を図りながら、各学校教育機関の「計画（projet）」を作り上げ、関係者の運用における自律性（autonomie）をたかめていく、という方向性がとられた³⁴⁾。その方向性を体現したものが、次項で取り上げる「教育活動計画（le projet d'action éducative）」であるが、この方向性は、地方分権化法を経て、1989年の教育基本法³⁵⁾において、各学校教育機関に義務付けられた「学校教育計画（le projet d'établissement）」につながるものとなる³⁶⁾。

以上から、フランスにおける教育の地方分権化は、法的には、1982年の地方分権化法以降において、厳密な意味での「地方分権化」による権限配分がなされたのであるが、「分権化」的志向の素地は、漸次的に進められていた「地方分散化」の動きのもと、実際上は、地方分権化政策実施以前から教育分野では、「分権化」的志向がとられていた、といえる³⁷⁾。

公共政策全般における地方分権化をめぐる問題性と比較しながら、教育の地方分権化をめぐる問題性について考えてみると、前者とほぼ同様の問題性を有することが仮定される。第一に、教育の地方分権化を推進しようとする、政策側の基本的考え方³⁸⁾、一地方分権化がより進展すればすほど、関係する諸個人・学校・地方などのイニシアティブや創造性が発揮されようになる—という方向性が既存の不平等と戦うための調整弁（régulateur）もしくは矯正（correcteur）のメカニズムとして働く、という仮説である。すなわち、教育の地方分権化によって、政策実施以前よりも「社会的不平等」が縮小するという可能性である。

第二には、各学校・地方の裁量が大きくなったことによって、多様化が進み、既存の学校間格差もしくはそれにとまなう「社会的不平等」を拡大させてしまうものであるのか、という観点からとらえることができ、教育においても一般的文脈と、ほぼ同様の問題性を有することが予想される。

3. 教育の地方分権化の構造についての一視角

それでは、上記で提示した、フランスにおける教育の地方分権化をめぐる問題性をより明確化し、地方分権化の構造に関する一視角を得るために、具体的な社会学的アプローチを取り上げて検討を行っていくことにする。本稿では、教育の地方分権化政策の一環として進められた初期の政策である、「教育活動計画（le projet d'action éducative：以下PAEと表記）」に対する社会学的アプローチに着目していく。

PAEは、もともと1981年からZEP（教育優先地域）政策の一環として、不平等を克服する手立てとして提出されたものであり、その後全国的に行われるに至った政策である。そこでは、「教育の実質的民主化³⁹⁾」と「教育環境が不十分な状況におかれている子どもの不平等を克服すること⁴⁰⁾」を目的とする一方で、「教育活動の地方分権化のひとつのパースペクティヴ」であり、「個々の状況に配慮するための各学校教育機関のより大きな自律性⁴¹⁾」を認め、「多様な個性の開花、および個々の社会的・職業的技能の形成への進むべき道を見いだすための機会を与えるに適した教育⁴²⁾」を提供すべきものであるとされていた。

以下、ここで取り上げるコンバズによる検討⁴³⁾は、地方分権化による学校教育機関（当対象は前期

中等教育：コレッジ）の自律性を機会の平等の観点から分析を行ったものである。対象は、事例研究として、フランス西部のあるひとつの県における、67のコレッジで実施された430のPAEの教育計画を取り扱っている。430の計画は、内容分析をより有効にするために⁴⁹、大きく2つの次元に分けられている。第一は、生徒に提案されたテーマを12項目に分類したもので、第二には、PAEによって生み出されたものの性質について4区分したものである。

第一のテーマ項目には、芸術、過去の人間と社会について、自然現象、科学技術、経済、職業社会、科学、外国文明、社会関係、学習方法、スポーツ、日常生活が設定され、第二の項目では、通常の授業の延長線にある学校的生産、創造的・美的感性を磨くための芸術的生産、通常の授業とは直接関係がない領域における知的生産、実用的な手作業を中心とした工作などの物的生産に分類している。

これらのテーマ分類を、各学校の生徒の出身社会階層構成に着目しながら分析をした結果、以下のような考察を行っている。まず、第一のテーマ分類の項目に関しては、不利な状況に置かれた生徒の多い学校においては、現前の日常や具体的な事柄に近いテーマ、職業生活の現場に直結するテーマ、そして社会関係に関する、学校内部および地域における人間関係の質を高めるためのテーマが多く選ばれ、一方、恵まれた条件の生徒が多い学校では、外国文明や芸術のテーマが選ばれている。ただし、通常の授業を補強するための学習方法を学ぶことに関するテーマは、どの階層においても多く設定されており、PAEが通常授業の補強的役割を担っていることが見受けられた。第二の項目の分析からは、不利な状況に置かれた生徒の多い学校においては、芸術的観点を伴わない、物的生産にかかわるもの、また通常の授業とは直接かかわりのない知的生産が多いといえるが、その知的生産は、学業困難に直面している生徒の基礎学習を担っているという性質のものであることが読み取れた。一方、恵まれた条件の生徒の多い学校では、芸術的生産が突出している。いくつかの不利な生徒の多い学校において「正統文化 (culture légitime)」へのアクセスを強化している学校も見受けられるが、ごく一部であり、全体的な傾向とはいえない結果であった。

上記の結果から、各学校の生徒の出身社会階層構成に着目して、各学校の自律性を基礎にしたPAEを検討するなかで、浮かび上がってきたものは、地方分権化にともなう、学校間格差の拡大ということであった。コンバズによれば、ある一定の自由裁量に任されたPAEについて、「正統文化」の観点からいえば、比較的恵まれた条件の家庭出身の生徒が多い学校では、地域的にも恵まれており、その物質的・人的および知的資源を活用して、通常の学習をさらに応用・発展させ、文化的にも「特権的」な活動をより多く行うことが可能となっているのに対し、不利な状況に置かれた生徒の多い学校では、PAEが、生徒の社会化や学校への統合を容易にするための活動で占められており、他の通常の授業の補強的役割に位置づけられているのみである、という意味で、格差拡大を助長していると結論づけている。ただし、この傾向によって、すべての事例をひと括りにできない側面をも指摘している。すなわち、不利な状況におかれたいくつかの学校のなかには、芸術活動などにおいて、恵まれた条件の学校と同等の活動を展開している例も見受けられる、ということである。それは、冒頭の社会学的アプローチの動向において述べたように、「決定論的」な分析のみではおさまりきれない部分が確かに存在していることを、実証的に示した研究として位置づけられうるだろう。

これらのコンバズの指摘は、的を射たものであり、地方分権化と各学校の自律性、そして機会の平等という三者の関係を明示するための研究として示唆に富む視角を提示している。ただ、そこからさ

らに付け加えるならば、以下の観点からの考察が可能であると思われる。地方分権化が、各学校の特色に合わせた取り組みを進めるという意味においては、不利な状況にある学校で、生徒の学校への統合を目指した、通常の授業の補強的役割として、自由裁量時間を位置づけることは、必要性からいえば危急の課題であるために、「正統文化」の観点からのみをもって、格差づけをし、「社会的不平等」であると結論づけることはできない。とはいえ、PAEが、「多様な個性の開花、および個々の社会的・職業的・技能の形成への進むべき道を見いだすための機会を与えるに適した教育」を提供するという観点からみれば、教育の問題にとどまらず、職業の問題、さらには余暇などを含めた生き方全般を含めた次元でとらえなければならず⁴⁹⁾、すでに家庭的・地域的環境で不利な状況にある生徒たちは、学校の中においても、多種多様な「文化的」もしくは「知的」活動へのアクセスの機会を阻まれていることにも注意しなければならない。これらが、上記で取り上げた研究を基にしていえる、「多様性」が生み出す、あらたな「社会的不平等」の様相であると考えられ、このような研究による、「多様性」の名のもとに覆い隠されてしまう矛盾や問題性の分析は、地方分権化の構造を解明するための一視角であるといえよう。

4. おわりに ー本研究のまとめと課題ー

本研究では、フランスにおける教育の地方分権化の構造を明らかにする研究の一環として、社会学的アプローチを手がかりにして、現代の教育の地方分権化が、政治的・社会的文脈ではどのように捉えうるのか、検討を試みた。

フランスにおける教育の地方分権化は、1980年代に入ってから、本格的な展開を見せるが、その理論的基盤は1960年代に、そして、1970年代にも、「地方分散化」の動きのなかで、「分権化」的志向は漸次的に進められていた。教育の「分権化」的志向のなかで問われてきたものは、「社会的不平等」を克服することであり、社会学的アプローチにおいても、地方分権化によって、「社会的不平等」を縮小することになるのか、それとも既存の「社会的不平等」を維持し、拡大させてしまうものであろうか、さらに、新しいかたちの「社会的不平等」を生み出してしまうものであろうか、ということが研究の焦点となっている。本稿では、具体的に、教育の地方分権化政策の一環として進められた「教育活動計画PAE」に関する研究をとりあげ「社会的不平等」の観点からの一視角を抽出した。その結果、各学校の特色もしくは必要にあわせた多様な活動は展開されているものの、「正統文化」の観点からみた、PAEにおける「知」の階層的構造が、恵まれた階層の多い生徒で構成されている学校と、社会的に不利な状況にある生徒で構成されている学校の間で大きな「格差」として存在しており、それは既存の「社会的不平等」格差の拡大として捉えることができる。また、「正統文化」という観点からの「社会的不平等」の拡大の問題のみならず、筆者としては、次のような「多様性」に内在する問題性に対する視角も見落とせないことを指摘した。すなわち、各学校の特色もしくは必要にあわせた「多様性」を目的としたPAEという政策が、社会的に不利な状況にある生徒の多い学校では、他の規定の授業の「補習」的要素として機能していることが多く、ある意味では、当該学校の必要や特色にあわせた「多様性」の趣旨に沿っているといえるが、その「多様性」は、規定された通常の授業で行われている範囲にとどまっており、より恵まれた状況にある生徒の多い学校で提供されるさまざまな教育活動にみられる「独自性」をもった「多様性」とは、決定的な差異が認められるということであっ

た。

今後の研究課題は次のようである。

第一に、本稿では深くとりあつかうことができなかつた、教育の地方分権化議論の史的検討である。政策として実施される以前から、教育の地方分権化をめぐる議論は、実現されなかつたにしる、綿々と受け継がれてきた「古典的」議論として存在しており、その議論が現代の理論的基盤となっている。現代の教育の地方分権化の位置づけを明確化するために、現代の理論的基盤の源泉となる考え方を捉えなおす作業を行っていくことである。

第二に、教育の地方分権化をめぐる諸状況を、他の関連諸政策—職業・住宅・健康・文化などを考慮にいれながら、捉えていくということである。本稿では、住宅政策との関連で、社会構造に配慮を伴わない対処療法的措置がもたらしたその後の大きな影響を一部とりあげたが、地方分権化という流れのなかで、将来の大きな方向性なき「政策」がもつ危険性を多角的な視点から分析していくことである。

第三に、研究方法に関して、本稿では、社会学的アプローチを手がかりに、政治的・社会的文脈を明らかにするための、いくつかの視角は抽出できたものの、それは、多数の社会学的アプローチのほんの一部に触れたに過ぎない。したがって、取り上げた社会学的アプローチを相対化するまでにいたらず、その社会学的アプローチそのものに内在する問題性を検討することはできなかつた。また、政策に採用される現状認識の道具としての社会学的アプローチを相対化するという点に関して、手つかずの作業として残っている。有効な制度を構築していくためには、的確な現状認識を必要とすることからも、本稿の研究を出発点として、さらに深めていきたい。

注

- 1) フランスの教育行政の地方分権化については、以下の文献に詳しく記されている。小橋佐知子（1987）「フランスの教育行政の地方分権化改革と学校自治」『人間文化研究年報』、お茶の水女子大学人間文化研究科第10号、17頁～32頁、および小橋佐知子（1986）「フランスの〈新権限配分法〉下における教育行政の分権化志向」『日本教育行政学会年報』第12号、220頁～236頁。
- 2) フランス革命期の教育行政構想においても、「中央集権制か地方分権制か」という問題は存在していた。詳しくは、小野田正利（1990）「フランス革命期の中央教育行政構想における政治と教育の関係—独立制、自治制と民主制—」『フランス教育学会紀要』第2号、97頁～116頁。

また、19世紀の終わりから20世紀の初頭にかけての教育に関する記述において、現在の地方分権化の流れにつながる文言が、1899年に行われた下院における教育を取り扱う委員会の調査結果およびその議論（A. RIBOT (1899), *Enquête sur l'enseignement secondaire : procès-verbaux des dépositions*, Imprimerie de la Chambre des Députés）に見受けられる。この調査は、現場の校長や教育行政官にたいして行われたものであったが、中等教育の改革を見据えて、当時のリセの「実態」を把握することが目的であった。調査結果では、校長などからは、当時の「学校教育の危機」は、学校教育機関の組織の中に、その機能不全の原因があるとし、組織を改善することで問題を解決しようとする意見が見られ、また、学校教育が「異なる地域の必要、有用性そして慣習に適合する」ために、規則を緩和するよう求めている発言もあった（Ibid., tome IV, p. 56）。当時の総視学や元教育大臣も、原則としては学校教育の組織・教育内容とい

った「画一性」は保持することを主張しつつも、「リセヤコレージュにある程度の自律性 (un certain degré d'autonomie) なしには、問題解決をなすことは難しい (Ibid., tome II, p. 669)」との見解を残している。「画一化すること (monopoliser)」という大きな原則は保持したままであるが、「自律性 (autonomie)」の必要性に、現場の教師のみならず、政策側も自覚的であったことは、20世紀初頭において、教育の文脈の中にも、「分権化」の端緒が現れているとみることもできよう (J. GAUTHERIN (1993) "La latitude des lycées. Autonomie et décentralisation dans l'enquête parlementaire de 1899", in A. Henriot -Van Zanten, E. Plaisance, R. Sirota (éds), *Les transformations du système éducatif. Acteurs et politiques*, Harmattan, pp283-295 参照)。

- 3) 最近、社会的諸条件を考慮しながら、フランスにおける学校の「危機」状況を探った具体的事例を取り上げた研究が、日本において翻訳紹介されている。事例研究を通して、フランスの教育社会学研究の批判的検討も行っている (フランク・プボ/今野晃訳「ストライキの中の教師たち—教員の異議申し立てに関する社会的諸条件—」(特集=教育の現在)『現代思想』2002年5月, 152頁~164頁)。
- 4) 脚注1, および藤井佐知子 (2002)『中等教育における選別のメカニズムに関する日仏比較研究』, 平成11~13年度文部省科学研究費補助金 (基礎研究(CX2), 最終報告書)。
- 5) 藤井佐知子 (1999)「フランスの教育課程改革にみる分権化と規制緩和」『フランス教育学会紀要』第11号, 50頁 (藤井 (2002) 所収)。
- 6) たとえば、コレージュ改革論議についての『2000年代のコレージュ』という報告書は、コレージュの方向性を定めるものであったが、その報告書の検討内容の中心的枠組みを作成したのは、教育社会学者であるデュベであった (詳しくは、藤井佐知子「フランス教育政策における多様性原理の再構成—コレージュ改革論議を素材として—」藤井 (2002) 所収)。また、学校評価制度導入の背景として、「従来考えられてきたような地域的社会的条件のみにあるのではなく」、「教育成果向上の決定因が学校に存在していた (81頁)」という学校評価の社会学研究からの示唆があったという (藤井佐知子「学校評価制度導入の背景とその特質」藤井 (2002) 所収)。
- 7) V. TROGER (2002), "Bourdieu et l'école : la démocratisation desenchantée", *Sciences Humaines*, Numéro spécial (L'oeuvre de Pierre Bourdieu), pp16-23
- 8) Ibid., p. 22, ブルデューとパスロンの「決定論的」分析への批判的検討として代表的なものは、個人の合理的決定という観点から検討したブードンの研究があった (R. BOUDON (1973), *L'inégalité des chances*, Armand Colin)。このような個人の特殊性への視角によって、または組織内部の特性を中心に、相対的に「決定論的」理論を弱める (しかし、反証とまでにはなりえない) 研究が増えている。
- 9) 19世紀初頭から中ごろにかけて、当時の地方分権化をめぐる議論は、リベラリズムを志向する貴族政治主義者 (aristocrate) たち、とりわけ、歴史家のボラント (P. de Borante), ギゾー (Guizot) とともに王政復古期の正理論派 (doctrinaire) であった P. ロワイエーコラル (Royer-Collard), そしてトクヴィルによって唱えられた。彼らは、平等の名のもとに、国家がその中央集権的な権力を増大させていくことに危惧を持ち、国家権力の制限の問題について検討した。

ボラントは、公的秩序の安定という面では、それ自体は「進歩」であるから、国家権力と市民が直結した関係であるということは否定しない。しかし、中央集権化は、それまで地方における諸事を行っていた、元貴族や有力者たちといった中間団体 (des corps intermédiaires) の力を弱めてしまい、地方の

利益や原則に対して距離をもつ国の行政機関が地方の問題を取り扱うことは望ましいことではないと批判した。また、ロワイエーコラールも、同様の考え方を展開し、専制政治を警戒した。

トクヴィルの理論は、『アメリカの民主政治』（1835）および『旧体制と大革命』（1856）によって展開されるが、地方分権化に関する趣意は、アメリカとの比較によって、フランスにおいても地方分権化を進めるべきだという短絡論ではなく、現前の体制の不安定さを鑑み、国家の安定をめざすということに限れば、中央集権的な政治も必要であるという認識から始まっている。ただし、中央集権化は、市民の創出するエネルギーを失わせてしまう方向にはたらくおそれがあり、「自由」な政治の弊害になる、と警告していた。

これらのリベラリズムを志向する貴族政治主義者たちの主張に対して、大半の共和主義者（Républicains）とボナパルティスト（bonapartistes）の批判は、原則的に近代化と市民の解放という2点にあった。それは、国家による間接的な権力よりも抑圧的である、地方の階級構造をとりまく問題に直面しているなか、国家によって近代化や市民の解放を推進しようとするものであるという考え方であった。これが、当時の政策の中心軸となり、地方分権化は実現されなかった。

なお、19世紀の地方分権化をめぐる議論については、以下の文献を参考にした。

J. KRULIC (1989) “La décentralisation, histoire d’une idée”, *Projet* n° 216, pp77-86 ; R. PELLOUX (1974 rééd ; 1952) *Libéralisme, traditionalisme et décentralisation*, Hachette および P. ROSANVALLON (1990) P. ROSANVALLON (1990) *L’État en France de 1789 à nos jours*, Seuil

10) M. CROZIER (1963) *La phénomene bureaucratique*, Seuil および M. CROZIER (1970) *La société bloquée*, Seuil なお、トクヴィル再考にかかわった者としては、他にアロン（R. ARON）やデュモン（L. DUMONT）などがあげられるが、ここでは、教育問題に関して直接論じたクロジェに限って取り上げた。

11) M. CROZIER (1979) *On ne change pas la société par décret*, Grasset

12) Ibid., pp67-72

13) Ibid., pp111-136

14) E. PRETECEILLE (1985) “Crise hégémonique et restructuration de l’État. La gauche et la décentralisation en France”, *Revue internationale d’action communautaire*, vol.13, n° 53, p53

15) 個人主義を分析したものとして、G. LIPOVETSKY (1993 rééd ; 1983) *L’ère du vide. Essai sur l’individualisme contemporain*, Gallimard, 新自由主義については、P. ROSANVALLON (1995) *La nouvelle question sociale : Repenser l’État-providence*, Seuil, 反国家主義については J.-P. WORMS (1980) “La décentralisation : une stratégie socialiste de changement social”, *Recherche sociale*, n° 75, pp25-31 参照。

16) J.-P. WORMS (1980), p. 29

17) G. GONTCHAROFF (1987) “Décentralisation : de nouvelles inégalités”, *Informations sociales*, n° 1, pp28-30 および F. MERCEREAU (1980) “Décentralisation et l’inégalité en matière d’action sanitaire et sociale”, *Recherche sociale*, n° 75, pp89-99

18) 以下、P. BOURDIEU (1993) “La démission de l’État”, in P. BOURDIEU (dir.) *La misère du monde*, Seuil, pp337-350 の分析を参照する。

19) Ibid., p339

- 20) Ibid., p338
- 21) 住環境を取り巻く状況は、労働市場、教育問題のみならず、余暇の時間なども含めた「自己実現」の機会の不平等とも深くかかわっている (R. SUE (1994), *Temps et ordre social*, PUF)。
- 22) 詳しくは P. BOURDIEU, L. BOLTANSKI (1976) “La production de l’idéologie dominante”, *Actes de la recherche en sciences sociales*, n° 2-3, pp1-73 および P. BOURDIEU, R. Christion (1990) “La construction du marché : Le champ administratif et la production de la <politique du logement>”, *Actes de la recherche en sciences sociales*, n° 81-82, pp65-85 参照
- 23) P. BOURDIEU (1993), pp340-343
- 24) F. GERBAUX, M. PONGY (1992) “Décentralisation et politique publiques locales”, *Les cahiers français*, n° 256, pp37-44
- 25) G. GONTCHAROFF (1987), p. 30
- 26) E. PRETECEILLE (1988), *Mutations urbains et politique locales*, Centre de sociologie urbaine
- 27) C. LELIÈVRE (1990) *Histoire des institutions scolaires*, Nathan, p. 216
- 28) Ibid., pp216-218
- 29) A.ROBERT (1984) *Système éducatif et réformes*, Nathan, pp91-94
- 30) Ibid. および Loi du 11 juillet 1975. 教員, 親および生徒, 3者による「学校共同体」構想, また校長の権限を強めた点が特徴である。
- 31) S. MOLLO-BOUVIER (1986) *La sélection implicite à l’école*, PUF
- 32) Loi du 2 mars 1982 ; Loi du 7 janvier 1983 ; Loi du 7 juillet 1983
- 33) Circulaire n° 81-238 du 1 juillet 1981 および Circulaire n° 81-536 du 1 decembre 1981
- 34) C. LELIÈVRE (1990), p. 226
- 35) Loi d’orientation du 14 juillet 1989
- 36) 本稿では「学校教育計画 (le projet d’établissement)」について取り上げないが, 次項において検討する「教育活動計画 PAE (le projet d’action éducative)」が「学校教育計画」の前段階として位置づけられる。
- 37) また, そのような流れの中で, 1980年代に入り, 教育の自由主義的傾向も現れるようになったことも特記すべき事項である。子どもの就学における家族の選択の重視, そして, 通学区域が緩和され, 学校選択制が一部導入された。以下の文献において, フランスにおける学校選択制度, および学校への市場原理の問題が詳しく検討されている。藤井佐知子 (1999) 「フランスの学校選択制度—その市場原理的メカニズム—」, 『ジェンダーと教育』(教育学年報7), 世織書房, 399頁~421頁 (藤井 (2002) 所収)。
- 38) L. SOUBRE (1982), *Décentralisation et démocratisation des institutions scolaires*, Rapport remis au ministre de l’Éducation Nationale
- 39) Note de service n° 81-305 du 3 septembre 1981
- 40) Note de service n° 83-228 du 6 juin 1983
- 41) Note de service n° 82-249 du 11 juin 1982
- 42) Note de service n° 81-305 du 3 septembre 1981, op. cit.
- 43) 以下の記述は, コンバズの分析を参照。G. COMBAZ (1996) “Décentralisation, autonomie des

établissements scolaires et égalité des chances : l'exemple des collèges publics d'un département français", *Revue française de pédagogie* n° 115, pp43-57

44) 内容分析については, L. BARDIN (1993) *L'analyse de contenu*, PUF 参照

45) R. SUE (1994), op. cit.